

登録免許税の非課税証明について

(書類の作成・提出前にご確認ください)

土地や建物等の不動産を取得し、不動産登記を行う際には登録免許税が課税されますが、宗教法人が所有する不動産であって、次の要件を満たしている場合には、非課税とされています。

- (1) 対象となる不動産が宗教法人法第3条に規定する境内建物または境内地であること。
- (2) その境内建物または境内地が専ら自己またはその包括する法人の宗教の用に供されていること。
- (3) 宗教法人法及び法人規則、その他関係法令に定める必要な手続きが実施されていること。

非課税とされるためには、非課税の要件に該当する不動産である旨の知事の証明書の提出が必要とされておりますので、証明書が必要な場合は、様式により提出してください。

なお、証明の際は、実際に宗教の用に供することができる状況について、原則として現地調査を行ったうえで可否を判断し、証明書の交付を行っています。将来、宗教の用に供するといった計画や構想段階での証明はできません。

■参考(関係法令)

・登録免許税法

第4条2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等(同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

(別表第三)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
十二 宗教法人	宗教法人法 (昭和二十六年法律第二百二十六号)	一 専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する <u>宗教法人法第三条(境内建物及び境内地の定義)</u> に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類に添附があるものに限る。

・宗教法人法

第3条 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

- 一 本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所その他宗教法人の前条に規定する目的のために供される建物及び工作物(附属の建物及び工作物を含む。)
- 二 前号に掲げる建物又は工作物が存する一画の土地(立木林その他建物及び工作物以外の定着物を含む。以下この条において同じ。)
- 三 参道として用いられる土地
- 四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地(神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。)
- 五 庭園、山林その他尊厳又は風致を保持するために用いられる土地
- 六 歴史、古記等によって密接な縁故がある土地
- 七 前各号に掲げる建物、工作物又は土地の災害を防止するために用いられる土地

境内地・境内建物証明願に係る必要書類チェックリスト

申請書類			摘 要	チェック
土地/建物	様式	書 類		
共通	様式 1	証明願(申請日は空欄)	・土地は登記通りに記入すること ・建物は表題登記通りに記入すること	
共通	様式 2	物件取得(新・増改築含む)を議決した責任役員の議事録の写し	・規則の決議に必要な役員数を満たしていること ・役員の署名は自筆で記入すること	
共通	[包括団体]	包括団体の承認書	・規則の定めにより、物件取得に包括団体の承認または総代の同意等が必要な場合 ・総代の同意書の署名は自筆で記入すること	
共通	様式 3	総代の同意書等の写し		
土地	[法務局]	土地の登記事項証明書	・購入や寄附の場合は、前所有者の登記 ・交付日より3か月以内のものを添付すること	
建物	[法務局]	建物の登記事項証明書	・新築の場合は表題登記部分のみ ・交付日より3か月以内のものを添付すること	
建物	[市町村等]	建築確認通知書又は検査済証の写し	・境内建物の場合	
共通	様式 4	寄附証書	・寄附による取得の場合	
共通		(寄附による取得以外の場合) 売買契約書・工事請負契約書	・取得に関する契約書の写しを添付する	
建物	様式 5	公告の写(境内地・境内建物)	・宗教法人法第23条に該当する場合、または規則に定めのある場合	
建物		公告をした写真 (掲示板等に貼りだした写真)		
建物	様式 6	公告したことの証明書(境内建物)		
共通		境内建物配置図	・申請の土地に建物が現存している場合	
共通		境内建物平面図(間取図)	・申請の土地に建物が現存している場合	
共通	[法務局]	公図	・交付日より3か月以内のものを添付すること	
共通		付近の住宅地図	・ゼンリン住宅地図、Web地図検索等	
共通		写真 (2方向からの撮影で、2枚以上)	・礼拝施設の証明の場合は、主神、本尊等を安置場所を撮影したものを含める	
共通		証紙納付書(秋田県証紙3,000円)	・申請日は空欄とする。 ・証紙は納付書に貼らずに提出して下さい。	
共通	[法務局]	法人登記事項証明書	・所轄庁が秋田県知事以外の宗教法人の場合のみ ・交付日より3か月以内のものを添付すること	
共通		宗教法人規則の写し (所轄庁の証明印があるもの)	・所轄庁が秋田県知事以外の宗教法人の場合のみ	

境内地において農地転用を伴う場合

申請書類		摘 要	チェック
農地転用許可書の写し		・境内地が農地転用されたものである場合	
地積測量図		・実施している場合	

※ その他、内容確認のため必要に応じて書類の提出を求めることがあります。